

重要事項説明書

(訪問看護)

事業者：訪問看護ステーション エルハートナースケア

■訪問看護重要事項説明書

事業所名	訪問看護ステーション エルハートナースケア
所在地	東京都調布市布田2-19-2
介護保険事業者番号	訪問看護 (東京都 1364290039 号)
サービス提供地域	調布市全域・狛江市・三鷹市
	但し、狛江市は西野川・東野川・和泉本町・中和泉・西和泉まで。
	三鷹市に関しては、大沢1丁目・4丁目・中原1~4丁目まで。
	※こちらの地域以外の方でもご相談ください。

営業時間

月 ~ 金	午前9:00~午後6:00
-------	---------------

(3) 休業日

- ① 土曜日・日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ③ 夏季休業 毎年8月第二月曜・火曜(前月にお知らせいたします。)
- ④ 年末年始休業 12月29日から翌年1月3日までの間

(4) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	0名	1名
看護師	看護師・介護支援専門員	1名	0名	1名
看護師	看護師	5名	3名	8名
理学療法士	理学療法士	1名	0名	1名
合計				11名
事務員		1名	0名	1名

<事業の目的>

訪問看護の事業を実施し、その利用者様が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的とします。

<運営の方針>

【1】安心

- ①医療依存度の高い在宅療養者と家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、科学的根拠に基づいた質の高い看護を提供します。
- ②主治看護師としてトータルケアの視点で看護を行います。
- ③終末期の療養者と家族が充実したターミナル期をすごせるよう支援します。ご希望があればご家族と共に看取りを行います。
- ④利用者が自分らしい生活ができるよう「前向きプラン」を作成し生活の質を尊重した看護を提供します。
- ⑤365日・24時間の緊急体制で在宅療養を支援します。

【2】輪

- ①医療と福祉をつなぐ活動を行い、他職種との連携に務めます。
- ②利用者、家族、他事業者において、徹底した接遇を心掛けます。
- ③職員は、利用者様のために、また、会社や自分自身のためになる行動や業務を心掛けていきます。

【3】地域貢献

- ①事業の運営に当たっては、企業視点での事業展開をおこない、かつ地域貢献に努めます。
- ②地域住民や利用者が気軽に相談できる窓口を作り「まちの保健室」の役割を目指します。

当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口（午前9:00～17:00）

担当者：山田伸子

事業所名：訪問看護ステーション エルハートナースケア TEL：042-443-8707

重要事項説明者 山田 伸子

各市区町村でも受け付けております。※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

※行政機関その他苦情機関

調布市高齢者支援室 高齢福祉担当 042-481-7321

東京都国民保険連合会 相談窓口専用 03-6238-0177

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

1) 相談及び苦情の対応

相談又は電話があった場合、原則として苦情受付担当者が対応するが、苦情受付担当者が対応できない場合、他の従業員でも対応し、その旨を苦情解決責任者に報告します。

2) 確認事項

電話については、次の事項について確認します。

⇒相談者又は苦情のあった利用者の氏名、提供したサービスの種類、提供した年月日及び時間、

担当した従業員の氏名（利用者の氏名がわかる場合）、具体的な苦情・相談の内容、その他参考事項

3) 相談及び苦情処理期限の説明

相談及び苦情処理の相手に対し、対応した従業員の氏名を名乗るとともに相談・苦情を受けた内容について、回答する期限を併せて説明します。

4) 相談及び苦情処理

次の手順により、相談及び苦情について処理します。

① 事業所内において、管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催します。

② サービス提供した者からの概要説明を行います。

③ 問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてのディスカッションを行います。

④ 文書により回答を作成し、苦情受付担当者が苦情説明を利用者に対して行った上で、文書を渡します。

必要に応じて苦情解決責任者が行います。

⑤ 苦情処理の場合、その概要についてまとめた上で地域包括支援センター、東京都調布市及び国民健康保険連合会に対して報告を行い、更なる改善点について助言を受けます。

⑥ 苦情解決責任者は、同様の苦情等が再度起こらぬよう、事業所内の周知徹底を図ります。

その他の参考事項

1) 苦情が出された場合は、誠意をもって対応するものとし、苦情まで至らないケースであっても、

利用者から希望や相談等があった場合、事例検討会議等の検討材料とし、以後のサービス提供に資するよう工夫します。

2) サービス業におけるビジネスマナー（接遇等）を徹底するほか、適宜研修を実施し、より利用者の

立場に立ったサービス提供を心がけるよう、従業員指導を行います。

1 対象者

訪問看護ステーションが行う訪問看護の対象者は、疾病又は負傷等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の必要を認めた者とします。

2 訪問看護内容

訪問看護ステーションが主治医の指示に基づき行う訪問看護サービスの内容(以下「サービス」という。)は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 病状の観察
- (2) 入浴、清拭及び洗髪等による清潔の保持
- (3) 褥創の予防及び処置
- (4) ターミナルケア
- (5) カテーテル等の管理
- (6) リハビリテーション
- (7) 食事、排泄等日常生活の援助
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) 認知症患者の看護
- (10) その他主治医の指示に基づくもの

3 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。訪問看護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了(以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します)

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ 風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます。
- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することができます。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

4 緊急時の対応方法

緊急時訪問看護加算がある利用者については、24時間電話相談、緊急訪問などを行う場合があります。また、サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

5 事故発生時の対応方法

株式会社 エルハートの「業務マニュアル」に従って、すみやかに管理責任者に報告し対応します。

また、保険者への連絡が必要な場合もすみやかに対応します。

事業者の責任により利用者に生じた損害についてはその損害を賠償します。ただし、その損害の発生について利用者の故意または重大な過失が認められる場合には事業者の賠償を減じる場合があります。

6 身体的拘束等

(1) 事業所は身体的拘束を行いません。

(2) 利用者または他の利用者、職員等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族に身体拘束についての詳細説明を行い、「利用者の身体拘束に伴う同意書」に記名押印を受けた時にのみ、その条件と期間内にてのみ身体拘束等を行うものとします。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 山田伸子

② 虐待防止のための指針の整備をしています。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

⑥ 原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行なわないことを約束します。

ただし、やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要素すべて満たしているかどうかについて検討・確認し、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

8 ハラスメントについて

当法人におけるハラスメントの防止に関する基本方針に従い業務に努めます。またサービス時に下記のような行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

① 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

③ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

9 業務継続計画の策定等について

① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 第三者評価の実施状況

第三者評価は実施していません。

11 利用料金

※料金の計算方法

地域単価（11.12）×単位数 =〇〇円（1円未満切捨て）

〇〇円-（〇〇円×0.9（1円未満切捨て））=△△円（△△円が利用者負担金となります）

（1） 介護保険利用料 ※ 准看護師が行う場合は所定単位数に90/100 を乗じた単位数で算定

《看護師による訪問》

（介護区分：要介護1～5）

所要時間	単位数	金額（円）	利用料金（円）			早朝・夜間料金（円）			深夜料金（円）		
			1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	314	3,491	350	699	1,048	437	874	1,311	524	1,048	1,572
30分未満	471	5,237	524	1,048	1,572	655	1,310	1,965	787	1,573	2,359
30分以上 1時間未満	823	9,151	916	1,831	2,746	1,145	2,289	3,433	1,374	2,747	4,120
1時間以上 1時間30分未満	1,128	12,543	1,255	2,509	3,763	1,568	3,136	4,704	1,882	3,763	5,645

（介護区分：要支援1～2）

所要時間	単位数	金額（円）	利用料金（円）			早朝・夜間料金（円）			深夜料金（円）		
			1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	303	3,369	337	674	1,011	422	843	1,265	506	1,012	1,518
30分未満	451	5,015	502	1,003	1,505	628	1,255	1,882	753	1,506	2,259
30分以上 1時間未満	794	8,829	883	1,766	2,649	1,105	2,209	3,313	1,325	2,649	3,973
1時間以上 1時間30分未満	1,090	12,120	1,212	2,424	3,636	1,516	3,032	4,547	1,819	3,637	5,455

※①早朝（6：00～8：00）夜間（18：00～22：00）深夜（22：00～6：00）の時間に関しては、訪問料が早朝・夜間は25%、深夜は50%増しとなります。（端数分のずれが出る場合があります）

②緊急時訪問看護加算を利用されている場合は時間帯に関わらず料金表の金額となります。ただし、1月以内の2回目以降の緊急訪問については①の対象となります。

※介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の負担割合を徴収するものとします。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担となります。

《理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問》

（介護区分：要介護1～5）

所要時間	単位数	金額（円）	利用料金（円）		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分	293	3,258	326	652	978
40分	586	6,516	652	1,304	1,955
60分	792	8,807	881	1,776	2,643

※地域単価11.12円

（介護区分：要支援1～2）

所要時間	単位数	金額（円）	利用料金（円）		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分	283	3,146	315	630	944
40分	566	6,293	630	1,259	1,888
60分	426	4,737	474	948	1,422

※地域単価11.12円

※理学療法士等が利用開始日の属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は1回につき5単位を減算

▼その他のサービスの加算料金

項目	単位数	金額 (円)	利用料金(円)			内容
			1割負担	2割負担	3割負担	
特別管理加算(1月につき) ※区分支給限度基準額の算定対象外 厚生労働大臣が定める状態にある者や重度の褥瘡(真皮に及ぶ)がある者。計画的に管理を行うことに対して1ヶ月に1回算定する	I 500	5,560	556	1,112	1,668	在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
	II 250	2,780	278	556	834	在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅自己腹膜灌流、在宅血液透析、在宅酸素療法、在中心静脈栄養、成分栄養経管栄養、自己導尿指導管理、持続陽圧呼吸療法、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 真皮を越える褥瘡の状態 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
緊急時訪問看護加算(Ⅰ) (1月につき) ※区分支給限度基準額の算定対象外	600	6,672	668	1,335	2,002	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)利用者又はその家族等から電話等により 看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。 (2)緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。 同意して利用する・同意しない
緊急時訪問看護加算(Ⅱ) (1月につき) ※区分支給限度基準額の算定対象外	574	6,382	639	1,277	1,915	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)の(1)に該当すること。 同意して利用する・同意しない
長時間訪問看護加算	300	3,336	334	668	1,001	特別管理加算の対象者について1時間30分以上の訪問看護の実施。
複数名訪問看護加算(Ⅰ) 30分以上	254	2,824	283	565	848	利用者の同意の上同時に2人の看護師が1人の利用者に対し訪問した場合。①利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合。②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ると認められた場合
30分未満	402	4,470	447	894	1,341	
複数名訪問看護加算(Ⅱ) 30分未満	201	2,235	224	447	671	看護師等と看護補助者が1人の利用者に対し同時に訪問した場合。
30分以上	317	3,525	353	705	1,058	
初回加算(Ⅰ)	350	3,892	390	779	1,168	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。ただし、初回加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。
初回加算(Ⅱ)	300	3,336	334	668	1,001	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合初回の訪問看護を行った月に算定する。ただし、初回加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	66	7	14	20	定期的に研修や健康診断を行っており職員の定着率が高い事業所を評価し、より質の高いサービス提供を目指すための加算(一回の訪問につき) ※区分支給限度基準額の算定対象外
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3	33	4	7	10	
退院時共同指導加算(1月につき)	600	6,672	668	1,335	2,002	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合1ヶ月1回算定(特別な管理を要する者である場合は2回まで) ただし、初回加算を算定する場合には、退院時共同指導加算は算定しない。

項目	単位数	利用料金（円）				内容
		金額	1割負担	2割負担	3割負担	
看護体制強化加算（Ⅰ）	550	6,116	612	1,224	1,835	
看護体制強化加算（Ⅱ）	200	2,224	223	445	668	
看護体制強化加算（予防）	100	1,112	111	221	332	医療ニーズがある利用者の在宅療養を支える環境を整える観点や訪問看護の機能強化を図る観点から一定の要件を満たしたステーションへの評価を行う。（1ヶ月に一回算定 算定要件あり）
看護・介護職員連携強化加算	250	2,780	278	556	834	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言の支援を行った場合
専門管理加算（月1回）	250	2,780	278	556	834	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、所定単位数に加算する。</p> <p>イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている利用者 ・真皮を越える褥瘡の状態にある利用者 ・人工肛門又は人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者 <p>ロ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合・診療報酬における手順書加算を算定する利用者 ※対象の特定行為：気管カニューレの交換、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換、膀胱ろうカテーテルの交換、褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壞死組織の除去、創傷に対する陰圧閉鎖療法、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整、脱水症状に対する輸液による補正</p>
口腔連携強化加算	50	556	56	112	167	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供了した場合に、1ヶ月に1回に限り所定単位数を加算する。 ・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号 CO00 に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。
遠隔死亡診断補助加算（介護予防は除く）	150	1,668	167	334	501	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号 CO01 の注8（医科診療報酬点数表の区分番号 CO01-2 の注6 の規定により準用する場合（指定特定施設入居者生活介護 事業者の指定を受けている有料老人ホームその他これに準する施設が算定する場合を除く。）を含む。）に規定する死亡診断加算を算定する利用者（別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る。）について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合は、遠隔死亡診断補助加算として、所定単位数に加算する。
ターミナルケア加算（死亡月）（介護予防は除く）	2,500	27,800	2,780	5,560	8,340	<p>在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者【末期の悪性腫瘍、その他別に生労働大臣が定める状態にあるものに限る。】に対して訪問看護を行っている場合にあっては、1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）。</p> <p>※医療保険においてターミナルケア加算を算定する場合は、算定対象外。</p> <p>同意する 同意しない</p>

(2) 医療保険利用料

■該当者（老人保健、健康保険等）

- ①40歳未満
- ②40歳以上65歳未満で介護保険特定疾病の非該当者
- ③要介護認定の結果、要介護、要支援の非該当者
- ④要介護者等であっても介護保険から訪問看護を受けられない場合
(末期の悪性腫瘍、神経難病等厚生労働大臣が定める疾病等、急性増悪期の特別指示による2週間)

※急性増悪の場合

医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示書が出ている場合、1月につき、指示の日から14日を限度として、医療保険の訪問看護適用となります。尚、厚生労働大臣が定める者、気管切開（気管カニューレ装着中）の状態または、重度の褥瘡のある状態のご利用者については1月に2回の特別指示書の交付が可能です。

※厚生労働大臣が定める疾病または状態の方（基準告示第2の1）

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーウィン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がII度又はIII度のものに限る。)をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、ブリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態。

■医療保険の定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

一般の方 ・・・・・・ 訪問看護に要する費用^{※1}の^{※2}適用認定証をお持ちの方はご提示ください。

一定以上所得の方 ・・・・ 訪問看護に要する費用^{※3}の^{※4}各種保険の場合は、各保険に基づいて請求いたします。

■訪問回数

※1 通常訪問 ・・・・・・ 1日1回、1週間に3日

※2 下記①②③の場合 ・・・ 1日3回、1週間に4日以上の訪問が可能。

(※1. ※2も医療保険で定められた回数を超えた場合には、自費負担となります。)

- ① 末期癌、厚生労働大臣が定める疾病等
- ② 急性増悪等により特別指示書が交付された場合
- ③ 特別管理加算の対象者

■訪問時間

医療保険の適用を受けている利用者への訪問時間は、1ケースにつき、看護ケアは30分～1時間30分
(おおむね30分～1時間)

■医療保険利用料（保健師、看護師、理学療法士による場合）

【基本療養費+管理療養費+加算=自己負担（端数切り上げ）】※自己の負担割合に基づく

【月初めの訪問看護療養費】

負担割合	基本療養費（5,550円） + 管理療養費（7,440円） = 自己負担（月初め）		
1割	555円	+	774円 = 1,299円
2割	1,110円	+	1,488円 = 2,598円
3割	1,665円	+	2,232円 = 3,897円

【月の2回目以降の訪問看護療養費】

負担割合	基本療養費（5,550円） + 管理療養費（3,000円） = 自己負担（月初め）		
1割	555円	+	300円 = 855円
2割	1,110円	+	600円 = 1,710円
3割	1,665円	+	900円 = 2,565円

項目	摘要	金額	1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護管理療養費	月の初回のみ	7,670円	767円	1,534円	2,301円	
	2日目以降（1日につき）	3,000円	300円	600円	900円	
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
	週4日目以降（理学療法士等の訪問は除く）	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
難病等複数回訪問加算	1日2回訪問	4,500円	450円	900円	1,350円	
	1日3回訪問	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
24時間対応体制加算 (24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合)	月1回のみ算定 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にある場合であって、計画的に訪問することとなつてない緊急時訪問を必要に応じて行うことができる体制にあること。	6,800円	680円	1,360円	2,040円	
24時間対応体制加算 (上記以外の場合)		6,520円	652円	1,304円	1,956円	
特別管理加算 月1回のみ算定	在宅自己腹膜灌流、在宅血液透析、在宅酸素療法、在中心静脈栄養、成分栄養経管栄養、自己導尿指導管理、在人工呼吸指導管理、持続陽圧呼吸療法、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 真皮を越える褥瘡の状態 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	2,500円	250円	500円	750円	
	在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
緊急時訪問看護加算	利用者又はその家族等の求めに応じて、その主治医（診療所又は在宅療養支援病院の保険医に限る。）の指示に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が緊急に指定訪問 看護を実施した場合に、いずれかを算定する。					
月14日目まで		2650円	265	530	795	
月15日目以降		2500円	250	500	750	
複数名訪問看護加算	同時に2人の看護師が1人の利用者に対し訪問した場合。（利用者やその家族等の同意のうえ）。①利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合。②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。①又は②に準ずると認められた場合③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められた場合。右記2,3,4,5の厚生労働大臣が定める場合とは、特別管理加算算定者、厚生労働大臣が定める疾病または状態の者、特別指示書が交付された場合のこと。	1.看護師二人もしくは看護師と理学療法士等（週1日を限度）	4,500円	450円	900円	1,350円
		2.看護師と看護補助者（厚生労働大臣が定める場合を除く週3回まで）	3,000円	300円	600円	900円
		3.看護師と看護補助者（厚生労働大臣が定める場合 1日1回め）	3,000円	300円	600円	900円
		4.看護師と看護補助者（厚生労働大臣が定める場合 1日2回め）	6000円	600円	1,200円	1,800円
		5.看護師と看護補助者（厚生労働大臣が定める場合 1日3回以上）	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

項目	摘要	金額	1割負担	2割負担	3割負担
夜間・早朝、深夜加算	夜間：午後6時～午後10時	2,100円	210円	420円	630円
	早朝：午前6時～午前8時	2,100円	210円	420円	630円
	深夜：午後10時～午前6時	4,200円	420円	840円	1,260円
長時間訪問看護加算	人工呼吸器を使用、特別訪問看護指示書、特別管理加算の対象者で90分以上訪問した場合、週1回の算定	5,200円	520円	1,040円	1,560円
退院時共同指導加算	月1回算定 厚生労働大臣の定める疾病等の方は月2回まで算定	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定する場合、特別管理の状態（厚生労働大臣が定める別表第8号の状態）の場合算定。	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	厚生労働大臣の定める疾病等の方の退院時に指導を行い、最初の訪問看護の日に算定90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合に限る。）に初日の指定訪問看護の実施日に1回に限り訪問看護管理療養費に加算する。				
90分未満		6,000円	600円	1,200円	1,800円
合計90分以上		8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算	月1回のみ算定	3,000円	300円	600円	900円
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言の支援を行った場合	2,500円	250円	500円	750円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	月2回まで算定	2,000円	200円	400円	600円
情報提供療養費1	別に厚生労働大臣が定める市町村からの求めに応じて情報を提供する場合、月1回のみ算定	1,500円	150円	300円	450円
情報提供療養費3	保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所する利用者について、当保険医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うにあたって訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、当該保険医療機関に指定訪問看護に係る情報を提供した場合、月1回のみ算定	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護医療 DX情報活用加算	月1回のみ算定 地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。	50円	5円	10円	15円
訪問看護ターミナル療養費Ⅰ	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問。（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナル療養費Ⅱ	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問。（ターミナルケアを行った後、24時間以内に特養で死亡した場合を含む）	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対して、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、入院中1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定	8,500円	850円	1,700円	2,550円

■精神科訪問看護基本利用料

項目	摘要		金額	1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護管理療養費	月の初回のみ		7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降（1日につき）		3,000円	300円	600円	900円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	30分未満	週3日目まで	4,250円	425円	850円	1,275円
		週4日目以降	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	30分以上	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）	外泊中の訪問看護1回（特別管理加算や厚生労働大臣が定める疾病等の場合は2回）		8,500円	850円	1,700円	2,550円
24時間対応体制加算 (24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合)	月1回のみ算定 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にある場合であって、計画的に訪問することとなつてない緊急時訪問を必要に応じて行うことができる体制にあること。		6,800円	680円	1,360円	2,040円
24時間対応体制加算 (上記以外の場合)			6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算 月1回のみ算定	在宅自己腹膜灌流、在宅血液透析、在宅酸素療法、在中心静脈栄養、成分栄養経管栄養、自己導尿指導管理、在人工呼吸指導管理、持続陽圧呼吸療法、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 真皮を越える褥瘡の状態点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態		2,500円	250円	500円	750円
	在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態		5,000円	500円	1,000円	1,500円
精神科緊急時訪問看護加算	利用者又はその家族等の求めに応じて、その主治医（診療所又は在宅療養支援病院の保険医に限る。）の指示に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が緊急に指定訪問 看護を実施した場合に、いずれかを算定する。					
月14日目まで			2650円	265円	530円	795円
月15日目以降			2500円	250円	500円	750円
長時間精神科訪問看護加算	人工呼吸器を使用、特別訪問看護指示書、特別管理加算の対象者で90分以上訪問した場合、週1回の算定		5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名精神科訪問看護加算 (30分未満を除く)	保健師・看護師が他の保健師・看護師・作業療法士と同時に訪問（週3回）	1日一回目	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日2回目	9,000円	900円	1,800円	2,700円
		1日3回目以上	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
	看護師と看護補助者（週1回を限度）		3,000円	300円	600円	900円
精神科複数回訪問加算	1日2回訪問		4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回訪問		8,000円	800円	1,600円	2,400円
夜間・早朝、深夜加算	夜間：午後6時～午後10時		2,100円	210円	420円	630円
	早朝：午前6時～午前8時		2,100円	210円	420円	630円
	深夜：午後10時～午前6時		4,200円	420円	840円	1,260円
長時間訪問看護加算	人工呼吸器を使用、特別訪問看護指示書、特別管理加算の対象者で90分以上訪問した場合、週1回の算定		5,200円	520円	1,040円	1,560円
退院時共同指導加算	月1回算定 厚生労働大臣の定める疾病等の方は月2回まで算定		8,000円	800円	1,600円	2,400円

項目	摘要	金額	1割負担	2割負担	3割負担
特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定する場合、特別管理の状態（厚生労働大臣が定める別表第8号の状態）の場合算定。	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	厚生労働大臣の定める疾病等の方の退院時に指導を行い、最初の訪問看護の日に算定90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合に限る。）に初日の指定訪問看護の実施日に1回に限り訪問看護管理療養費に加算する。				
90分未満		6,000円	600円	1,200円	1,800円
合計90分以上		8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算	月1回のみ算定	3,000円	300円	600円	900円
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言の支援を行った場合	2,500円	250円	500円	750円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	月2回まで算定	2,000円	200円	400円	600円
情報提供療養費1	別に厚生労働大臣が定める市町村からの求めに応じて情報を提供する場合、月1回のみ算定	1,500円	150円	300円	450円
情報提供療養費3	保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所する利用者について、当保険医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うにあたって訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、当該保険医療機関に指定訪問看護に係る情報を提供した場合、月1回のみ算定	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナル療養費Ⅰ	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問。（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナル療養費Ⅱ	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問。（ターミナルケアを行った後、24時間以内に特養で死亡した場合を含む）	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

+

精神科看護管理療養費及び、精神科訪問看護基本利用料に記載していない加算（一般の医療保険と同額算定）

（3）その他の利用料について

1.自費訪問看護利用料金

以下の場合、自費訪問看護利用料金が発生いたします。

- ① 医療保険のサービス提供時間が、90分を超える場合。
- ② 医療保険や介護保険等を利用しない場合または、利用できない場合。
- ③ 介護保険でのサービスが90分を超える場合。

8:00～18:00	30分毎	5,000円
18:00～22:00	30分毎	6,250円
22:00～6:00	30分毎	7,500円
6:00～8:00	30分毎	6,250円

※保険を使用しない自費訪問の場合でも、主治医の指示書は必要です。

※尚、営業日外（土日祝日の終日、夏季休暇・年末年始休業日の終日）の訪問は、上記料金の他に以下の料金が加算されます。

8:00～18:00	60分毎	5,000円
18:00～22:00	60分毎	6,250円
22:00～6:00	60分毎	7,500円
6:00～8:00	60分毎	6,250円

2.医療保険の方の営業日以外の休日訪問料金について

※ 営業日外（土日祝日の終日、夏季休暇・年末年始休業日の終日）の訪問の場合は、60分まで5,000円、60分～90分 7,500円の休日訪問料がかかります。
(時間帯によって、医療保険による夜間・早朝、深夜加算付加あり。)

※尚、90分を超える場合は、上記「1.自費訪問看護料金」となります。

3.ご遺体のケア料金（90分まで）

20,000円（18時-22時 6時-8時の間に訪問した場合 25,000円、
22時-6時の間に訪問した場合 30,000円）

90分を超える場合には30分ごとに2,500円が加算となります。

尚、18時-22時 6時-8時の間に訪問した場合3,125円、 22時-6時の間に訪問した場合
3,750円が30分毎に加算となります。

4.交通費（ステーションから利用者様宅までの往復料金）

- ① 通常の事業の実施地域内の介護保険利用者：交通費は無料
- ② 医療保険、自費訪問看護、その他の保険利用の方、介護保険利用の方でも通常の事業の実施地域を越える場合：
1kmまでは無料。
1kmを超える場合は、1kmにつき100円加算。（訪問一回毎に算定）
- ③ 公共交通機関またはタクシーを使用：乗車運賃の実費

（※悪天候等で会社が社員に危険が及ぶ恐れがあると判断した場合で、尚且つ、利用者の同意を得た場合）

5.キャンセル料金

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

（連絡先：042-443-8707）

① 利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② 利用日の前営業日の17時以降もしくは訪問当日にキャンセルされた場合	2,000円
③ キャンセルの連絡が無く当日訪問したにも関わらず不在だった場合	5,000円

（4）料金の支払方法

*利用料は1ヶ月単位とし、毎月、15日以降に前月分の請求書を発送いたします。

*毎月27日（土日祝日の場合は翌平日）に、指定ご口座より自動引き落としとなります。

*お振込みご希望の場合は、27日までに弊社指定の口座へお振込みをお願いいたします。

*入金確認後、領収書も発送いたします。（翌月の15日以降に請求書に同封して発送いたします。）

【会社概要】

社名 株式会社エルハート
設立 平成21年10月1日
所在地 東京都調布市布田2-19-2
代表者 代表取締役 山田伸子
東京都介護保険事業者番号 1364290039

【事業内容】

訪問看護事業 / 介護物品販売等

【事業所】

東京都調布市布田2-19-2
訪問看護ステーション エルハートナースケア
管理者 山田 伸子

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名

署名代行者氏名

(続柄)